

三浦市地球温暖化対策普及啓発機器貸出要領

(目的)

第1条 この要領は、三浦市における地球温暖化対策の普及及び啓発を図ることを目的に、各家庭における電力消費量や二酸化炭素排出量を把握することができる機器を市民に対して無償で貸し出すことについて、必要な事項を定めるものとする。

(貸出機器)

第2条 この要領により貸出をする機器（以下「貸出機器」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) エコワット（これに付属する部品等を含む。以下同じ。）
- (2) 省エネナビ（これに付属する部品等を含む。以下同じ。）

(貸出の対象)

第3条 貸出の対象となる者は、市内に住所を置く者で、次のいずれにも該当する個人とする。

- (1) 貸出機器を利用して得た情報を市に提供することができる者
- (2) 自ら機器を設置し、使用することができる者
- (3) その他本要領の規定を遵守できる者

(貸出申請の方法)

第4条 貸出を受けようとする者は、地球温暖化対策普及啓発機器貸出申請書（別記様式）により環境課長に申請をしなければならない。この場合において、環境課長は、その者の住所を証明することができる書類の提示を求めることができる。

(貸出機器の管理)

第5条 貸出を受けた者は、貸出機器を適正に管理しなければならない。

- 2 貸出を受けた者は、貸出機器を滅失又は汚損した場合は、当該貸出機器の代替品又はこれに相当する代価を賠償しなければならない。ただし、環境課長が特別の事情があると認めるときはこの限りでない。

(禁止事項)

第6条 貸出を受けた者は、貸出機器について次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 営利目的での使用
- (2) 他人への譲渡又は貸与
- (3) 改造、塗装、装飾等

(貸出期間)

第7条 貸出機器の貸出を受けた者は、それぞれ次の各号に掲げる機器に応じて、当該各号に定める期間内に機器を返却しなければならない。

- (1) エコワット 貸出日の翌日から起算して30日間
- (2) 省エネナビ 貸出日の翌日から起算して90日間

(本市の免責事項)

第8条 本市は、貸出機器の設置、使用等に起因して生じた事故について、一切の責任を負わない。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は環境課長が別に定める。

附 則

この要領は、平成21年11月1日から施行する。

別記様式

平成 年 月 日

環境課長

郵便番号 _____
住 所 _____
氏 名 _____
電話番号 _____

地球温暖化対策普及啓発機器貸出申請書

地球温暖化対策普及啓発機器の貸出を受けたいので、三浦市地球温暖化対策普及啓発機器貸出要領第4条の規定により、次のとおり申請します。

なお、貸出を受けるにあたっては、同要領の規定を遵守することに同意し、下記のとおり誓約します。

貸出希望機器及び貸出希望期間

- エコワット 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
 省エネナビ 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

記

誓約事項

- 1 貸出を受けた機器について、次の行為は行いません。
 - (1) 営利目的での使用
 - (2) 他人への譲渡又は貸与
 - (3) 改造、塗装、装飾等
- 2 貸出機器の設置、使用等に起因して事故が発生しても、三浦市には賠償を求めません。
- 3 貸出機器を滅失又は汚損した場合で、三浦市から賠償請求があったときは、当該滅失又は汚損した機器の代替品又はこれに相当する代価を賠償します。
- 4 三浦市に提供した情報については、個人が特定できない範囲において、地球温暖化対策の普及及び啓発活動に利用されることを了承します。

以上